

会 告

会員各位

2025 年 4 月

日本熱帯農業学会

学術賞に準じる賞の新設及び各賞名の変更について

磯賞の学会賞における位置づけが学会賞受賞候補者選考委員会、幹事会等で検討される中、既存の日本熱帯農業学会学会賞学術賞は授賞基準が高く、一方日本熱帯農業学会賞奨励賞が本来は今後の発展が期待できる若手から中堅研究者・技術者を対象とするとなっているが、過去には学術賞に準じる賞として 50 歳を超える受賞者が複数人いた。そのため奨励賞の業績の委員会における選定基準が高くなり、中堅・若手の推薦しづらい賞となっている現状がある。改善策として若手にはヤングサイエンティスト賞を新設し、中堅研究者・技術者が奨励賞を受賞できるよう年齢制限を設けたりして対応した。しかし、J-STAGE による論文検索により学術賞の候補者を調べたところ、年齢を加味すると学術賞と奨励賞の間の業績を有する会員が多数挙がり、学術賞に準じる賞があれば受賞できるものと考えられ、その必要性が明らかとなった。

そこで、奨励賞は毎年度最高二名が受賞できることから二名枠の一つを学術賞に準じる賞に、もう一枠を中堅の受賞者用に割り振ることとなった。それに伴い、以下のように賞名の変更も合わせて変更する。

日本熱帯農業学会学会賞学術賞→日本熱帯農業学会賞

学術賞に準じる賞→日本熱帯農業学会会長賞

日本熱帯農業学会学会賞奨励賞→日本熱帯農業学会奨励賞

日本熱帯農業学会学会賞ヤングサイエンティスト賞→日本熱帯農業学会ヤングサイエンティスト賞

磯 永吉賞の呼称について

磯 永吉賞は規定においても表記が磯 永吉賞，磯賞が混在している．そこで磯 永吉賞の呼称を磯 永吉賞に統一することとする．

日本熱帯農業学会の各賞に関わる規定および細則の改定

上記の変更に従い，以下のように規定および細則を変更する．

日本熱帯農業学会の賞及び磯 永吉賞規定

1972年4月4日 制 定

2025年3月18日 一部改正

1. 本学会は，会則第4条第7項に基づき，本規定を設ける．
2. 本学会は，熱帯農業に関して顕著な業績をあげた者に対し，日本熱帯農業学会の賞及び磯 永吉賞を授与しこれを表彰する．
3. 日本熱帯農業学会の賞は日本熱帯農業学会賞，日本熱帯農業学会会長賞，日本熱帯農業学会奨励賞及び日本熱帯農業学会ヤングサイエンティスト賞とする．
 - 1) 日本熱帯農業学会賞は顕著で優れた研究的業績をあげた者を対象とする．
 - 2) 日本熱帯農業学会会長賞は十分な研究的業績をあげた者を対象とする．
 - 3) 日本熱帯農業学会奨励賞は優れた研究的業績をあげ，将来の発展が期待される者を対象とする．
 - 4) 日本熱帯農業学会ヤングサイエンティスト賞は熱帯農業研究について将来が期待される者を対象とする．
4. 磯 永吉賞は，技術，研究，教育，普及などに顕著な業績をあげた個人又は団体を対象とする．
5. 受賞者は，会員中から会員の推薦を受けた者につき，受賞候補者選考委員会（以下，選考委員会とする）の審議に基づいて評議員会においてこれを決定する．

6. 前項の選考委員会委員は10名内外とし、会員中から会長がこれを委嘱する。委員長は委員の互選による。委員の任期は2年とする。

7. 会長が必要と認めたとき、会員中から専門委員を委嘱することができる。専門委員は求めに応じ選考委員会において意見を述べることができる。

8. 授賞のための費用は、本学会の特別基金及び一般会計予算の一部をもってこれに当てる。

9. その他必要な事項は細則による。

10. なお、選考委員会は日本農学賞候補の推薦も併せ行う。

付 則

この規定は2026年度の表彰から適用する。

日本熱帯農業学会賞、日本熱帯農業学会会長賞、日本熱帯農業学会奨励賞及び日本熱帯農業学会ヤングサイエンティスト賞に関する細則

1972年3月4日 制 定

2025年3月5日 一部改正

1. 会員に対する受賞候補者（以下候補者という）推薦の依頼及び締め切り。

(1) 推薦依頼は会告により行う。

(2) 推薦締め切りは前年の7月15日とし、送付先は会告に指定された宛先とする。

(3) 推薦は、2年間有効とする。

2. 候補者の資格

(1) 候補者は本会会員に限る。ただし、団体の場合、非会員も含めることができる。

(2) 日本熱帯農業学会賞候補の業績および年齢は、以下の通りとする。

日本熱帯農業学会賞：本学会誌に原則10報以上掲載かつ主著者の論文が3報以上掲載されていること。

日本熱帯農業学会会長賞：本学会誌に5報以上掲載かつ主著者の論文が3報以上掲載されていること。

日本熱帯農業学会奨励賞：本学会誌に3報以上掲載かつ主著者の論文が1報以上

掲載されていること。年齢については推薦書類受付時に原則として 50 歳程度までであること。

日本熱帯農業学会ヤングサイエンティスト賞：筆頭著者の論文が 1 報以上本学会誌に掲載されていること。大学院生または博士号取得後 5 年未満で、年齢については推薦書類受付時に原則として 35 歳未満であること。

(主著者とは筆頭著者，連絡責任著者)

3. 推薦書作成要領

HP のエクセルファイルに入力し，以下の委員会メールアドレスに添付して送る。

shimizuk@agri.kagoshima-u.ac.jp

4. 選考委員会

(1) 担当幹事は 8 月 20 日ごろまでに候補者のリストを作成，各候補者の業績要旨を複写し，選考委員に送付する。必要に応じ，会長は専門委員を委嘱する。

(2) 選考委員会は第 1 回を 9 月中旬までに開催する。

(3) 選考委員長は選考の経過と結果を評議員会に報告

する。

5. 選考結果の公表

評議員会における決定後，氏名，所属機関及び業績題目を本会記事により公表するとともに，総会及び講演会のプログラムに記載する。

6. 授賞件数

授賞件数は毎年日本熱帯農業学会賞，日本熱帯農業学会会長賞及び日本熱帯農業学会奨励賞 1 件，日本熱帯農業学会ヤングサイエンティスト賞は 2 件を限度とする。

7. 賞の内容

賞の内容は，賞状及び副賞とする。ただし，受賞者が複数の場合，副賞は受賞 1 件に対し 1 つとする。

日本熱帯農業学会 磯 永吉賞授賞細則

2021年3月8日 制定

2025年3月5日 一部改正

1. 会員に対する受賞候補者（以下候補者という）推薦の依頼及び締め切り.

- (1) 推薦依頼は会告により行う.
- (2) 推薦締め切りは前年の7月15日とし、送付先は会告に指定された宛先とする.
- (3) 推薦は、2年間有効とする.

2. 候補者の資格

候補者は本会会員に限る。ただし、団体の場合、非会員も含めることができる。

3. 推薦書作成要領

HPのエクセルファイルに入力し、以下の委員会メールアドレスに添付して送る。

shimizuk@agri.kagoshima-u.ac.jp

4. 選考委員会

(1) 担当幹事は8月20日ごろまでに候補者のリストを作成、各候補者の業績要旨を複写し、選考委員に送付する。必要に応じ、会長は専門委員を委嘱する。

(2) 選考委員会は第1回を9月中旬までに開催する。

(3) 選考委員長は選考の経過と結果を評議員会に報告する。

5. 選考結果の公表

評議員会における決定後、氏名、所属機関及び業績題目を本会記事により公表するとともに、総会及び講演会のプログラムに記載する。

6. 授賞件数

授賞件数は、毎年磯 永吉賞1件を限度とする。

7. 賞の内容

賞の内容は、賞状及び副賞とする。ただし、受賞者が複数の場合、副賞は受賞1件に対し1つとする。